附則第五条	
第三十条の	附則第九条の規定により読み替えられた第三十条の
附則第五条	附則第十一条の二の規定により読み替えられた法附則第五条
第十六条	附則第十一条の二の規定により読み替えられた法第十六条
第十八条	附則第十一条の二の規定により読み替えられた法第十八条
第三十条第一項	附則第九条の規定により読み替えられた第三十条第一項
保険料算定基礎額の見込額	令和四年度前期保険料算定基礎額の見込額及び令和四年度後期保険料算定基礎額の見込額を合算した額
一般保険料率が変更した日	法第十二条第一項第二号の事業が同項第一号の事業に該当するに至つた日又は令和四年度前期一般保険料率若しくは令和四年度後期一般保険料率が変更した日
同条第二項	附則第九条の規定により読み替えられた第三十条第二項
同条第三項	附則第九条の規定により読み替えられた第三十条第三項
一般保険料率が変更した事業	法第十二条第一項第二号の事業に該当する事業であつて同項第一号の事業に該当するに至つたもの又は令和四年度前期一般保険料率若しくは令和四年度後期一般保険料率が変更した事業

（建設労働者の雇用の改善等に関する法律施行規則の一部改正）

第四条　建設労働者の雇用の改善等に関する法律施行規則（昭和五十一年労働省令第二十九号）の一部を次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
（法第九条各号に掲げる事業）	（法第九条各号に掲げる事業）
第七条　法第九条各号に掲げる事業として、若年・女性建設労働者トライアルコース助成金、建設キャリアアップシステム等普及促進コース助成金、建設分野若年者及び女性に魅力ある職場づくり事業コース助成金、建設分野作業員宿舎等設置助成コース助成金、建設労働者認定訓練コース助成金及び建設労働者技能実習コース助成金を支給するものとする。	**第七条**　法第九条各号に掲げる事業として、若年・女性建設労働者トライアルコース助成金、建設分野雇用管理制度助成コース助成金、建設分野若年者及び女性に魅力ある職場づくり事業コース助成金、建設分野作業員宿舎等設置助成コース助成金、建設労働者認定訓練コース助成金及び建設労働者技能実習コース助成金を支給するものとする。